

株式会社ベイカレント・コンサルティング
定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は株式会社ベイカレント・コンサルティングと称し、英文では BayCurrent Consulting, Inc.と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 企業経営及び経営戦略に関するコンサルティング
2. 業務管理及び業務運営に関するコンサルティング
3. 情報技術及び情報システムに関するコンサルティング
4. 情報システムの設計、開発、保守、運用及び管理
5. 市場調査、市場分析、マーケティング情報の収集及び分析
6. 企業経営及び情報技術に関する教育、研修及びセミナー開催
7. 情報機器の調達及び販売
8. 出版物の企画、編集、発行及び販売並びに著作権の管理
9. 有料職業紹介事業
10. 労働者派遣事業
11. 前各号に付随関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を東京都港区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

(機関の設置)

第 5 条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、26,000,000 株とする。

(株券の不発行)

第 7 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(自己の株式の取得)

第 8 条 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 9 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 10 条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(株主総会の招集)

第 13 条 当社の定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に、臨時株主総会は随時必要に応じてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招 集 者)

第 15 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集する。ただし、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

(議 長)

第 16 条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれにあたる。ただし、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決 議 方 法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

② 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3

分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は代理人1名をもってその議決権を行使することができる。

② 前項の場合には、株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第4章 取締役及び取締役会

(員 数)

第20条 当社の取締役は10名以内とする。

(選任方法)

第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数で行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

② 当社は、取締役会の決議により、代表取締役の中から社長1名を定めるものとし、必要に応じて代表取締役社長以外の役付取締役を選定することができる。

(取締役会の招集および議長)

第24条 取締役会は代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、他の取締役があらかじめ定めた順序により、これに代わり招集し、議長となる。

② 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。

③ 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面

又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

- ② 取締役又は監査役が取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項(ただし、会社法第 363 条第 2 項の規定により報告すべき事項を除く。)を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。

(取締役会議事録)

第 27 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規則)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- ② 当会社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の員数)

第 31 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(選任の方法)

第 32 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠として選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、その期間を短縮することができる。

- ② 監査役全員の同意があるときは、召集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第 37 条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役会規則)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 40 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

② 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 41 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

第 43 条 当社は、会計監査人との間で、当該会計監査人の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 44 条 当社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当)

第 45 条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日を基準日として剰余金の配当（期末配当）をすることができる。

② 前項のほか、当社は、株主総会の決議によって、剰余金の配当（期中配当）をすることができる。

③ 金銭による剰余金の配当が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、

当会社はその支払の義務を免れるものとする。

④ 金銭による剰余金の配当には、利息を付けない。

(中間配当)

第 46 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。